

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
郡リース 株式会社	東京都港区六本木六丁目 11 番 17 号	1-006653

注) 業者番号「1-」は、国土交通大臣許可業者の有資格業者番号を表す。

2 指名停止措置期間 平成24年10月12日 ～ 平成25年4月11日 （6箇月間）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

東京都水道局の建設工事発注に関し、平成24年9月3日、郡リース株式会社の使用人が東京都水道局の職員への贈賄容疑で警視庁に逮捕された。

5 指名停止理由

使用人が贈賄容疑により逮捕されたことは、茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成6年茨城町要領第1号）別表第2第3号(2)に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
<p>3 次の(1)又は(2)に掲げる者が茨城県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 役員等</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>9箇月以上12箇月以内</p> <p>6箇月以上9箇月以内</p>

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務企画部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)